

最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成22年1月26日(火) 最高裁判所中会議室	
委員	委員長 安藤 正雄 (千葉大学大学院工学研究科教授)	
	委員長 沼 範 良 (上智大学法科大学院教授)	
	委員 吉 田 恵 子 (芝会計事務所・公認会計士)	
審議対象期間	平成21年4月1日から平成21年9月30日	
抽出案件	(備考)	
工事	一般競争	4件
	公募型及び工事 希望型指名競争	—
	通常指名競争	—
	随意契約	—
建設コンサルタント業務	一般競争	1件
	プロポーザル方式	1件
	総件数	6件
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	な し	

(別紙)

意見・質問	回答
<p>審議案件</p> <p>1【名古屋高地裁庁舎法廷棟便所等改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本件は1者入札・高落札率の案件であるが、本件のような管工事は、特殊な工事で業者が少ないということか。・ 参加業者を確保するため、公告以外に何か行ったのか。・ 高落札率の要因として、予定価格の積算の内訳書と請負業者の見積りの内訳とではどのくらい合致していたのか。・ 複数の業者に周知することについては、多少慎重に対応する必要があると思われるので、標準的な取り決めや内規等を検討していただきたい。 <p>2【鹿児島地家裁加治木支部庁舎解体工事】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 落札率が32パーセントで、他の参加業者もいずれも低入札調査基準価格以下ということは、予定価格の積算が高いのではないか。・ 積算に使用したRIBCや刊行物の基準はいつの時点か。・ 新年度の基準が下がる可能性があったのであれば、さらに低い査定率にすることもあり得たのではないか。・ 鹿児島県という地域性において、解体	<ul style="list-style-type: none">・ 管工事としてどこにでもある工事であり、業者が少ないということはない。・ 新聞への掲載のほか、公告が出ていることを公平性に配慮しつつ複数の業者に周知した。・ 一致するような傾向は見いだせなかった。結果としてたまたま合計額が近い数字になったとしか言いようがない。 <ul style="list-style-type: none">・ 解体業者の見積額とRIBC・刊行物単価との比較を行い、この案件については見積額の90パーセントの査定をしており、適切に積算している。・ 4月の入札のため、旧年度のものを採用した。・ 可能性の話であって、どの程度査定するかは推測でしかない。・ 予想はできなかった。

<p>工事が低入札になることは予想されていたのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に工事が減っていて競争が激しくなっているという状況は、裁判所に限ったことではないので、落札率や予定価格など公共工事に関する情報の横の連絡が必要ではないか。 <p>3【鹿児島地家裁加治木支部庁舎新営機械設備工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の価格が低く低入札であったとの説明であるが、予定価格の積算の工夫として何か手段はあるか。 ・ かなり低いというのは、ここ1年くらいのことなのか。 ・ 業者の努力という説明の前提として、市場の状況がどうなのか、その状況で適切な価格は何かを、公共工事全般において議論・検討することが必要であろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績を積んでいくことと他の管内の聞き取りをすることで検討していくことになる。 ・ 例年に比べると、他の工事でも低入札が随分多く、また、以前にはこれ程の低い金額は見受けられなかった。
<p>4【神戸地家裁社支部庁舎新営実施設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本案件の低入札の原因は、業務経費、いわゆる会社のもうけの部分を削ったという説明であるが、業務経費の内訳は何か。 ・ 実績を取りたいということで、このように間接経費をほとんど計上しないということは、これまででもこれからもあり得るということなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接人件費、諸経費、技術料等経費及び特別経費から構成され、直接人件費以外は非常に低額であったということである。 ・ まれにあるという程度には見受けられる。

<p>5【神戸地家裁龍野支部庁舎改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来Cランクの工事につき，Bランクにも広げた案件であるが，参加者に限らずCランクの業者から意見等はなかったか。 ・ ランクを広げる場合の目安はあるのか。 ・ 事例を蓄積して，案件，地域性，金額等の指標でランクを広げることについて説明できるようにしていくべきであろう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に意見等はなかった。 ・ 特に明確な目安はない。通常は，1回入札したところ参加業者がない又は僅少で再度入札が必要となった場合に，ランクを上位に広げている。本案件は，地域的に参加者が少ないことが見込まれたという事情から，1回目の入札からランクを広げたものである。
<p>6【さいたま地家裁熊谷支部庁舎新営実施設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロポーザル方式で契約の相手方を特定した案件であるが，見積合わせで1回目に予定価格の5割増の金額が提示されているのはどういう理由からか。 ・ プロポーザル方式で高度な設計内容を求めた場合，予定価格に反映するのかわくは，今後の事後評価をして検討していただきたい。 ・ 審査結果で，特に高い点を得た項目と低い項目があつて，合算すると1位にな 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計に関しては，おおよそ建物の規模や種別で概算の基準は出てくるものであるが，業者もいろいろ提案をし検討をすることとなるのでコストも掛かることもあつて，高い金額を提示してきたものと推測している。 ・ 合計点で判断しているので，そういう結果となることはあり得る。しかし，実

<p>るという場合，問題はないのか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 実施設計に対してプロポーザル方式を採用することは適切だったか。・ 裁判所は内部での設計ノウハウを有していることから，裁判所に適した運営方式を検討して欲しい。	<p>際には技術力のある業者が参加しており，何かが突出しているというよりは，バランス良い業者が最終的に評価される傾向にあると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 確かに基本設計を含めた場合に比べて設計の発想力を展開する場面は少ないかもしれないが，民間の発想を取り入れ，また，品質を確保するという目的からすると，有効な手段と考えている。ただ，大規模な庁舎や特殊な工法を用いる建物等がより適していると考えられる。
--	--